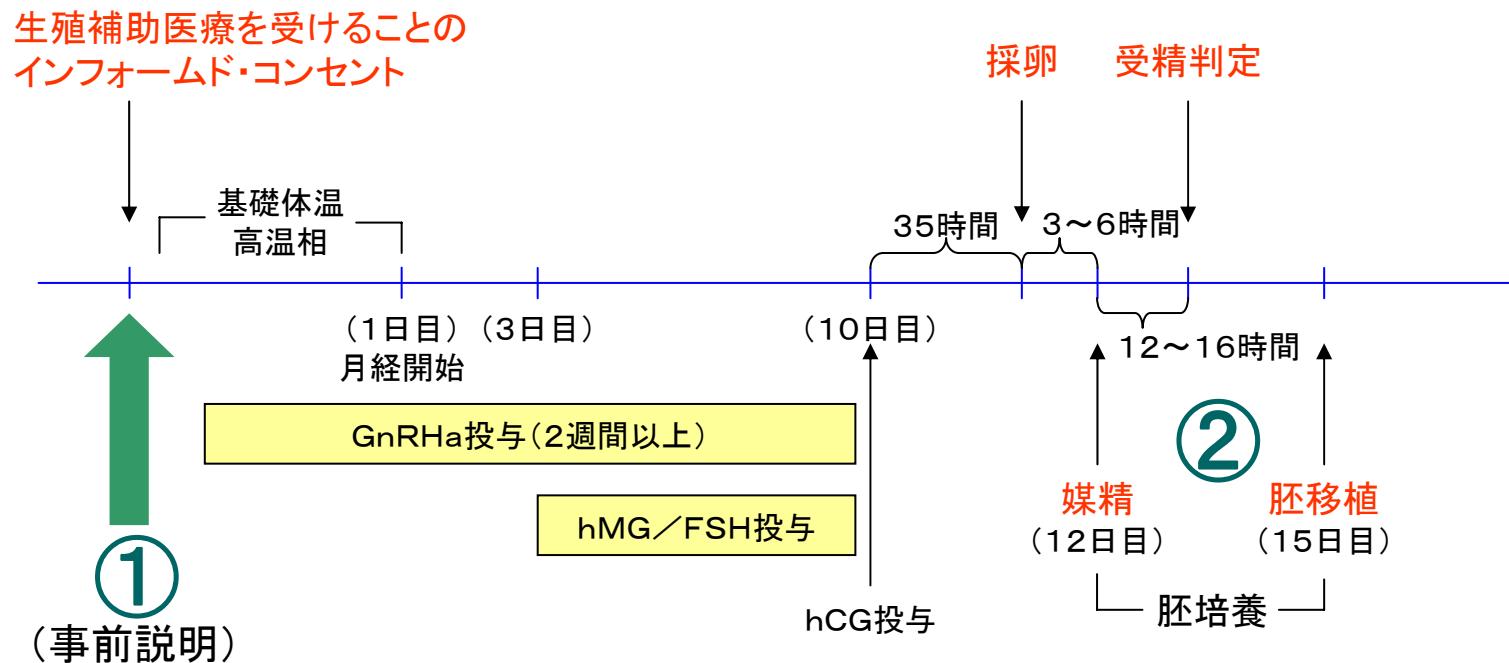


(1)－1) 非受精卵

(資料4－2)

(1)－2) 形態学的な異常により生殖補助医療に用いられなかつた未受精卵

(1)－3)－i) 形態学的な異常はないが、精子等の理由で結果的に生殖補助医療に用いられなかつた未受精卵(非凍結)



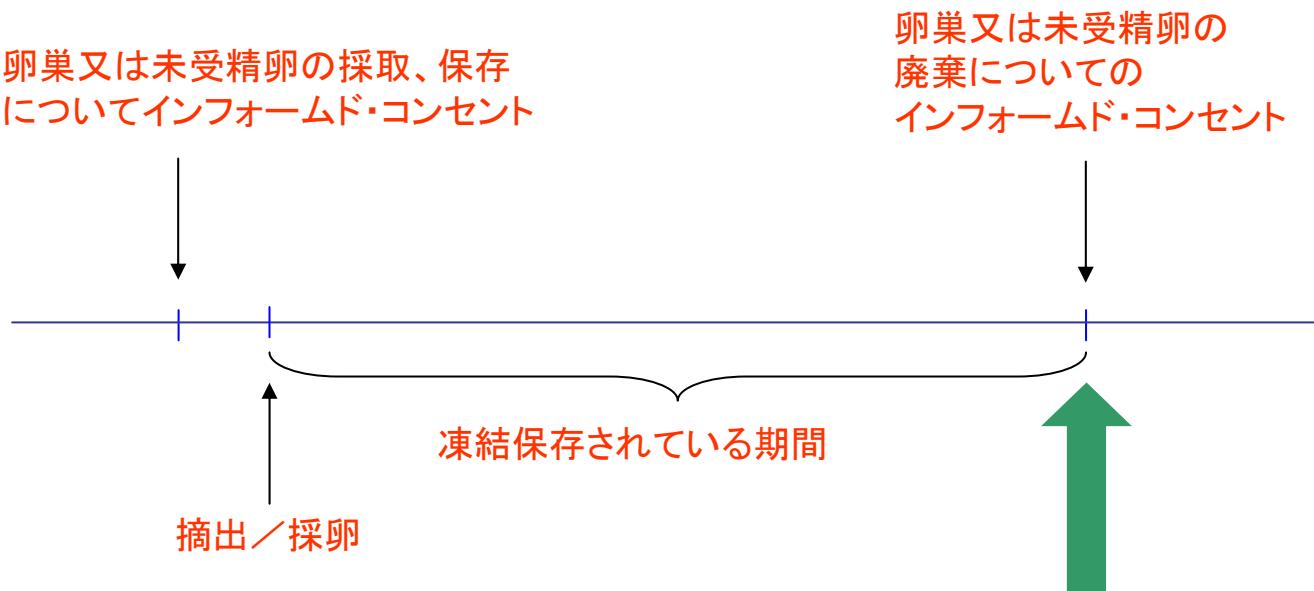
インフォームド・コンセントを受ける時期(生殖補助医療の過程)

- ① 生殖補助医療を受けることについてのインフォームド・コンセントの後に、未受精卵・非受精卵を研究に用いることについて事前説明を行う。
- ② 結果的に用いられなかつた未受精卵・非受精卵の研究への提供について、説明者が提供者からインフォームド・コンセントを受ける。

(1)－3)－ii) 形態学的な異常はないが、精子等の理由で生殖補助医療に用いられず凍結された未受精卵のうち不要となったもの

(2) 疾患の治療等のため将来の妊娠に備えて凍結された未受精卵のうち不要となったもの

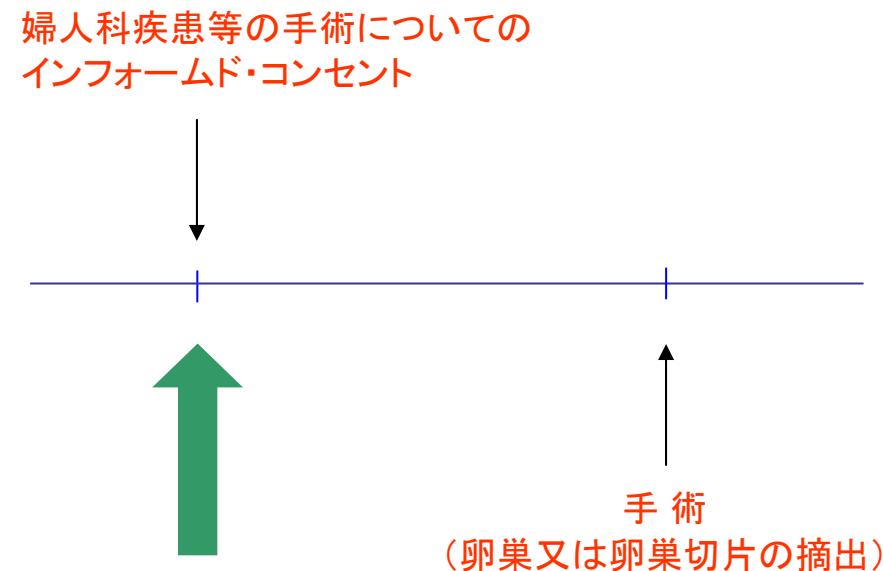
(3)－2) 他の疾患の治療のため卵子を保存する目的で摘出・保存されていた卵巣又は卵巣切片のうち不要となったもの



インフォームド・コンセントを受ける時期(医療が終了した時点)

保存されている卵巣又は未受精卵を生殖補助医療には利用しないことが決定され、廃棄の意思が確認された後、研究に提供することについて提供者本人からインフォームド・コンセントを受ける。

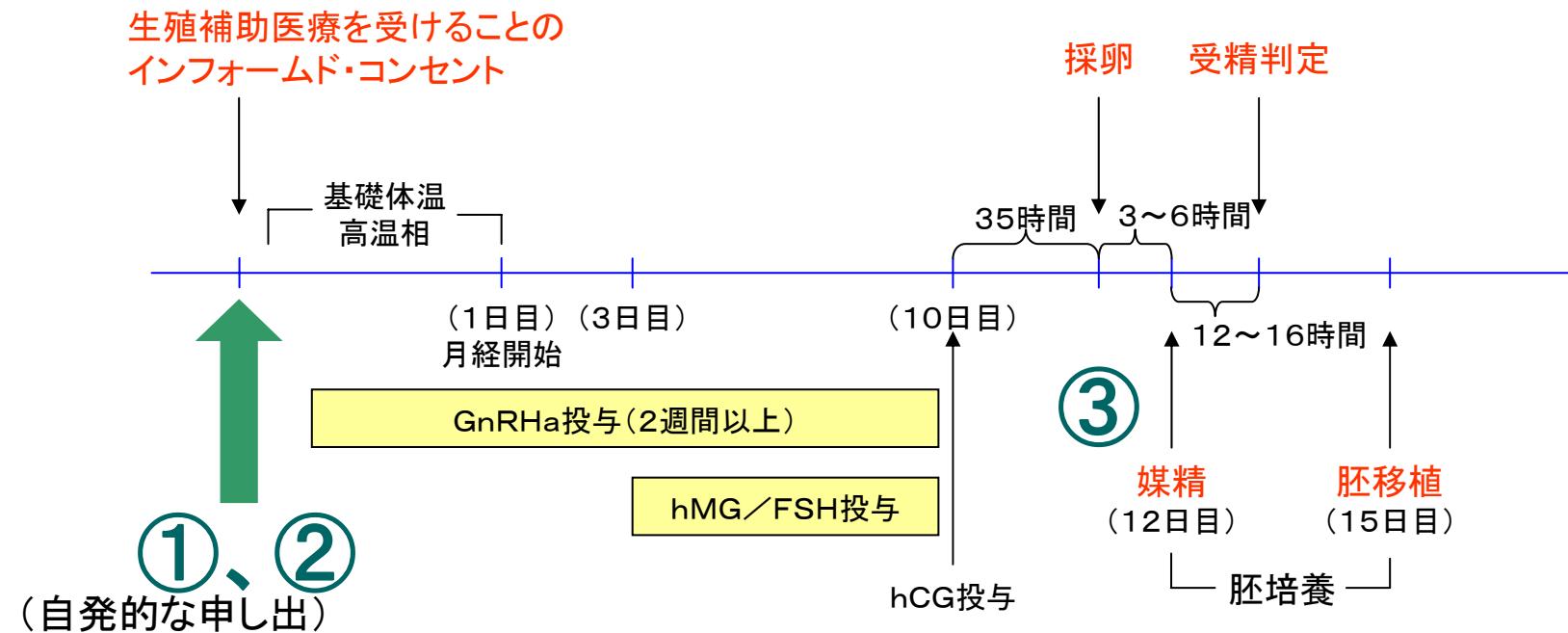
(3)－1) 婦人科疾患等の手術により摘出された卵巣又は卵巣切片



インフォームド・コンセントを受ける時期(その他の医療の過程)

婦人科疾患等の手術についてのインフォームド・コンセントの後に、
摘出された卵巣又は卵巣切片の研究への提供について、
説明者が提供者本人からインフォームド・コンセントを受ける。

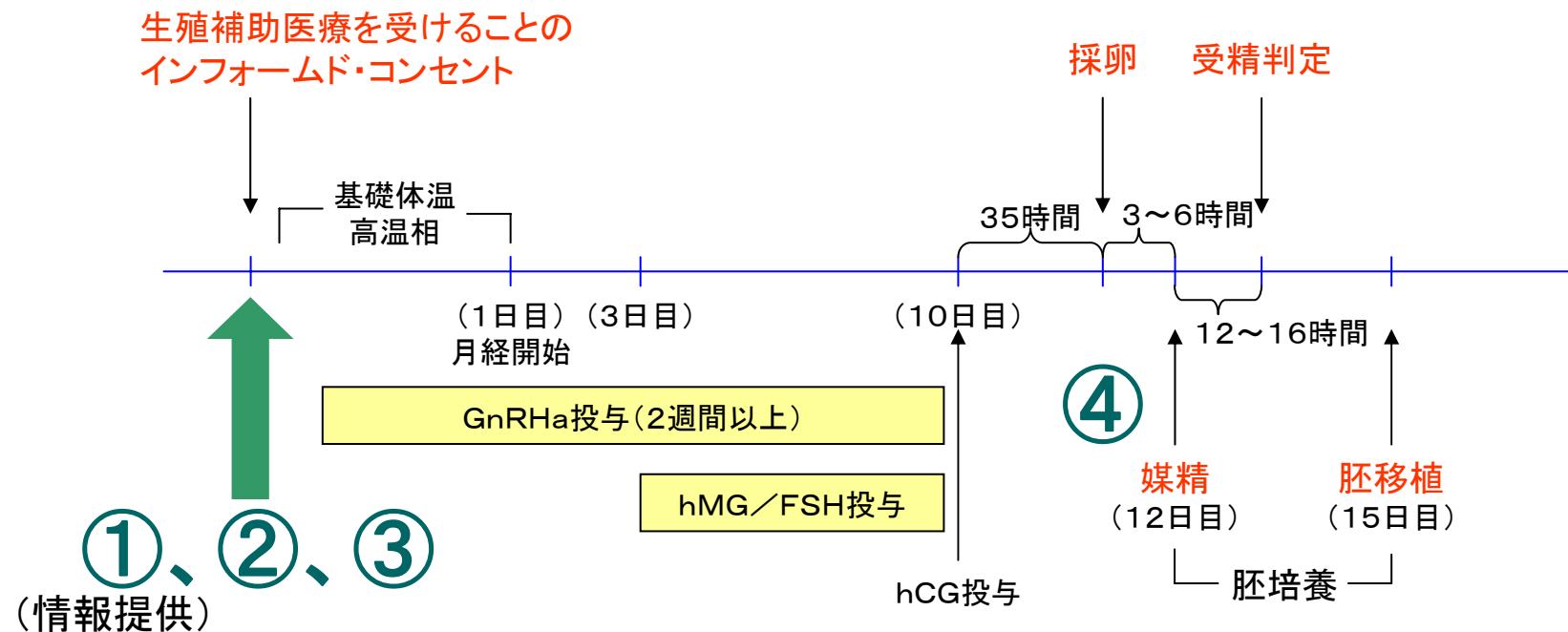
(4) 生殖補助医療目的で採取する未受精卵の一部を、
 本人の自由意思により、生殖補助医療に用いず、研究に利用するもの
 1) 一般的な情報提供(ポスターの掲示やパンフレットの配布等)によって
 本人から自発的な申し出があった場合



インフォームド・コンセントを受ける時期(生殖補助医療の過程)

- ① 一般的に入手できる情報に基づき、提供者本人から研究への提供について自発的な申し出がある。
- ② 生殖補助医療を受けることについてのインフォームド・コンセントの後に、未受精卵の一部を研究に提供することについて、説明者が提供者からインフォームド・コンセントを受ける。
- ③ 比較的多くの未受精卵が採取された場合に、未受精卵が研究に提供される。

(4) 生殖補助医療目的で採取する未受精卵の一部を、
 本人の自由意思により、生殖補助医療に用いず、研究に利用するもの
 2) 採取した未受精卵の一部を研究に提供する機会があることについて、
 主治医等から直接患者に対して情報提供がなされる場合

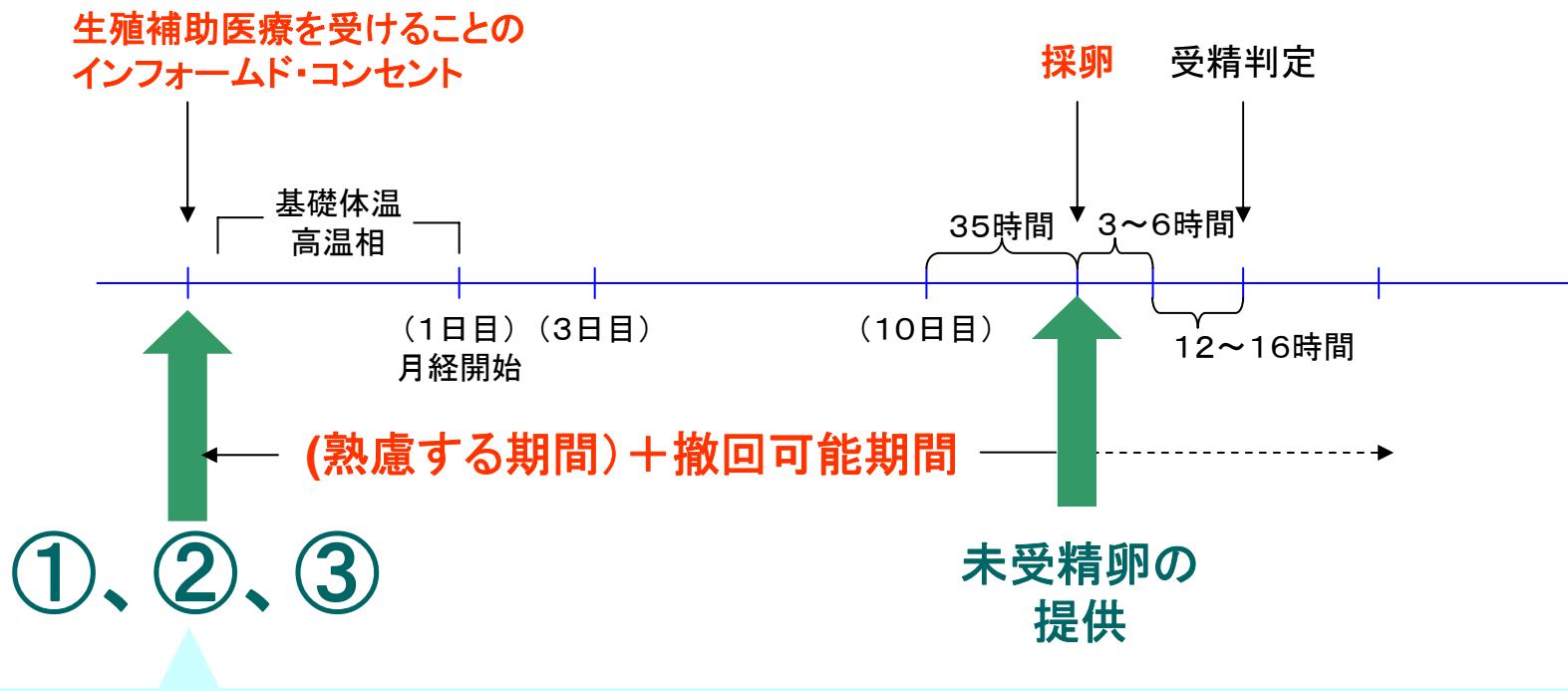


インフォームド・コンセントを受ける時期(生殖補助医療の過程)

- ① 生殖補助医療を受けることについてのインフォームド・コンセントの後に、患者に対し直接、生殖補助医療目的で採取された未受精卵の一部を研究に提供する機会があることを情報提供する。
- ② 未受精卵の一部を研究に提供することについて、申し出る。
- ③ 未受精卵の一部を研究に提供することについて、説明者が提供者からインフォームド・コンセントを受ける。
- ④ 比較的多くの未受精卵が採取された場合に、その一部が研究に提供される。

2) 採取した未受精卵の一部を研究に提供する機会があることについて、主治医等から直接患者に対して情報提供がなされる場合

情報提供及びインフォームド・コンセントの流れ



① 情報提供

主治医

患者

第三者？

② 申し出

主治医

患者

③ インフォームド・コンセントのための説明

説明者

患者